（注６）　外国法人等とは、法第５条第１項第１号から第３号までに掲げる者をいう。

（注７）　(F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第２位を四捨五入して小数点第１位まで記載すること。

（注８）　(F)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

イ　代表者

フリガナ 氏　名	住　所	役　名	日本の国籍の有無	備　考
			□有　□無	

（注１）　法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。

（注２）　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

（注３）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

ウ　役員

役員の総数　　名(A)（代表者　　名、その他役員　　名）
役員の総数のうち、日本の国籍を有しない者の人数　　名(B)
外国人等役員比率　　％　((B)／(A))

（注１）　外国人等役員比率は、小数点第２位を四捨五入して小数点第１位まで記載すること。

（注２）　役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

(3)　基幹放送をする無線局については、外国性の有無の欄又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること（法人又は団体の場合に限り、受信障害対策中継放送を行う無線局に係る申請の場合を除く。）。　［新設］

ア　議決権の総数

区　分	株式数(株)	議決権の数(個)
無議決権株式(B)		